

令和8年4月14日

保護者の皆様へ

沖縄県立与勝高等学校長
(公印省略)

高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおりオンラインにて申請してください。なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記

- 1 申請方法 オンライン申請（必ず4月中に申請を行って下さい）
具体的な申請方法は、別添「高等学校等就学支援金オンライン申請の手順」リーフレットを確認してください。
- 3 申請期限 令和8年4月30日（木）
- 4 留意事項
(1) 今年度より、就学支援金は高校等に在学し日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する方が対象です。※注

- ①日本国籍を有する者 ②特別永住者③永住者
- ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※注：①から⑦のいずれにも該当しない外国籍等の生徒については、別の修学支援制度で支援が受けられる場合がありますので、学校までお問い合わせください。

- (2) 正当な理由がなく申請期限までにオンライン申請が行われない場合は、授業料を納めていただくことになります。

<問い合わせ先> 与勝高校事務室 担当者 渡辺 TEL：098-978-5230